

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同参画社会推進課)
(医療整備課)
(産業立地推進課)

- 救急医療機関の認定

- 特定計量器の定期検査の実施

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧

- 県営土地改良事業の工事の完了

- 県営土地改良事業換地計画の縦覧

- パークリング・メーター作動及びパークリング・チケット発給に係る手

- 数料の収納事務の委託

- 土地改良区役員の就任及び退任の届出

公 告

富城県知事 村井嘉浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 輪つか

平嶋 由美子

一 代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

仙台市太白区山田上ノ台町一番十五号

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者を中心とした地域住民すべてを対象とした地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年四月十四日

○富城県告示第四百四十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

平成二十二年四月二十七日

富城県知事 村井嘉浩

(東部地方振興事務所)
(警察本部会計課)

(水産業振興課)

(農村整備課)

(農村振興課)

(同)

(農村整備課)

(農村振興課)

(農村整備課)

(農村振興課)

(農村振興課)

(農村振興課)

(農村振興課)

○個人演説会等を開催することができる施設の一部改正
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十七日

告示

○個人演説会等を開催することができる施設の一部改正

五

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団「仁明会 斎藤病院	石巻市山下町一丁目七番二 四号	平成二十二年四月二 十四日	平成二十五年四月二 十三日

○富城県告示第四百四十四号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。
平成二十二年四月二十七日

富城県知事 村井嘉浩

- 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正
- 一部改正

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所

七月同 六日	七月同 五日	六月同 二十四日	六月同 二十三日	六月同 二十二日	六月同 二十一日	六月同 十七日	六月同 十六日	六月同 十五日	六月同 十四日	六月同 十一日	六月同 十日	六月同 九日	六月同 二十二年
気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	気仙沼市	色加 麻美 町郡	加加 美美 町郡	加加 美美 町郡	加加 美美 町郡
小泉・津谷	大 谷	氣 仙 沼	魚市場周辺	面瀬 階上 ・松岩・	鹿 折	氣 仙 沼	氣新 仙月 沼・	小唐聚 原中井 木・	大 島	全 域	の旧 中区 新田 域町	の旧 小野 田 域町	区旧 宮崎町 域の
午後九時三十分まで	午後九時三十分から	午后一時三十分まで	午前九時三十分から	午后一時三十分まで	午前九時三十分から	午后一時三十分まで	午前九時三十分から	午后四時三十分から	午后四時三十分から	午后三時三十分から	午前十時三十分から	午後三時三十分から	午前十一時三十分から
気仙沼市本吉総合体育館	大谷公民館	気仙沼市民会館	気仙沼市魚市場	松岩公民館	(や すら ぎ)	タ シ ー	気仙沼市総合市民福祉セン	気仙沼市民会館	気仙沼市唐聚体育館	大島公民館	色麻町農村 保健室	中新田公民館	タ 小野田 コミニ ュニティ セン

日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年四月二十七日

一 縦覽に供する書類の名称

二 縱覽期間

平成二十二年四月二十七日から平成二十二年五月二十八日まで

涌谷町役場及び美里町役場

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十
五号）第一百十三条の二第三項の規定により公告する。

西田	地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
	経営体育成基盤整備事業		平成二十二年三月十日

○宮城県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百四十九号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業尾松第1地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二

第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

○宮城県告示第四百四十五号

県営江合川右岸地区土地改良事業（かんがい排水事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に富城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた

平成二十一年三月三十一日	高橋竹也	石巻市釜谷字天神山十七番地
平成二十一年三月三十一日	佐々木 明朗	石巻市北上町女川字要害五十六番地
平成二十一年三月三十一日	大槻幹夫	石巻市福地字国士四十四番地六
平成二十一年三月三十一日	生出勝昭	石巻市田貝字郷田三番地
平成二十一年三月三十一日	監事	監事
今野尚	石巻市北上町橋浦字大須五十八番地	監事
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。		
平成二十一年四月二十七日		
一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油(JIS一種)一号 百四十キロリットル	宮城県知事 村井嘉浩	宮城県知事 村井嘉浩
二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号	宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号	宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
三 落札者を決定した日 平成二十一年四月十六日	平成二十一年三月二十五日	平成二十一年三月二十五日
四 落札者の名称及び所在地 株式会社アミックス 石巻市大門町三丁目三番二七号	ドエンジニアリング株東北支店	ドエンジニアリング株東北支店
五 落札金額 千二十九万円	三千八百三十二万五千円	三千八百三十二万五千円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	契約の相手方を決定した手續 一般競争入札	契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成二十一年三月五日	平成二十一年二月十一日	平成二十一年二月十一日
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。		
平成二十一年四月二十七日		
一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制センター中央装置及び端末機器保守点検業務 一式	宮城県知事 村井嘉浩	宮城県知事 村井嘉浩
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号	宮城県教育委員会告示第十一号 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行した。	宮城県教育委員会告示第十一号 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部を次のように改めること
三 落札者を決定した日 平成二十一年三月十五日	平成二十一年四月二十七日	平成二十一年四月二十七日

南三陸採択地区	宮城県教育委員会告示第十一号 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部を次のように改めること
南三陸採択地区	宮城県教育委員会告示第十一号 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部を次のように改めること
南三陸採択地区	宮城県教育委員会告示第十一号 昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部を次のように改めること

